

全国において感染力の強い変異株が急速な広がりを見せて「第４波」が全国各地で猛威を振るっています。重症患者数も過去最多を更新し、県内においては病床使用率が５月１３日時点で８６．８パーセントとなり病床はひっ迫しており、通常の医療をも圧迫させ救える命も救えなくなるほど深刻な状況となってきました。

福島県では５月１４日に「非常事態宣言」を発令し「緊急特別対策」を５月３１日まで拡大強化することとしました。

こうしたことから、川俣町は県と感染の拡大防止を一層強化徹底してまいりたいと思いますので、町民皆さまのご理解とご協力をいただき、以下の点について特に重点的に取り組んでまいりたいと思います。

- １ 不要不急の外出の自粛
- ２ 飲食店の皆様には、業種別ガイドライン等に沿った感染防止対策をとっていただき、５月１７日の午後７時からから６月１日の午前５時までの時間帯の営業を自粛していただき、アルコールを伴う飲食や会合、懇親会等に対する酒類の提供は午後７時まで
- ３ 学校関係の皆様には感染リスクの高い学習活動や宿泊を伴う学校行事等の停止
- ４ 医療機関・施設管理者の皆様には感染防止対策の再確認と徹底

以上の４点については特に徹底いただきますようお願いいたします。

なお、「新しい生活様式」を取り入れ感染防止に取り組んでいただきながら、社会的活動などに参加するなどして健康の維持にも取り組んでいただきたいと思います。

このような対策・活動を通じて、危機的状況を乗り越えていきたいと存じますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

令和３年５月１７日

川俣町長 藤原 一二